

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部員会議（第10回）

日 時：令和2年4月23日（木）

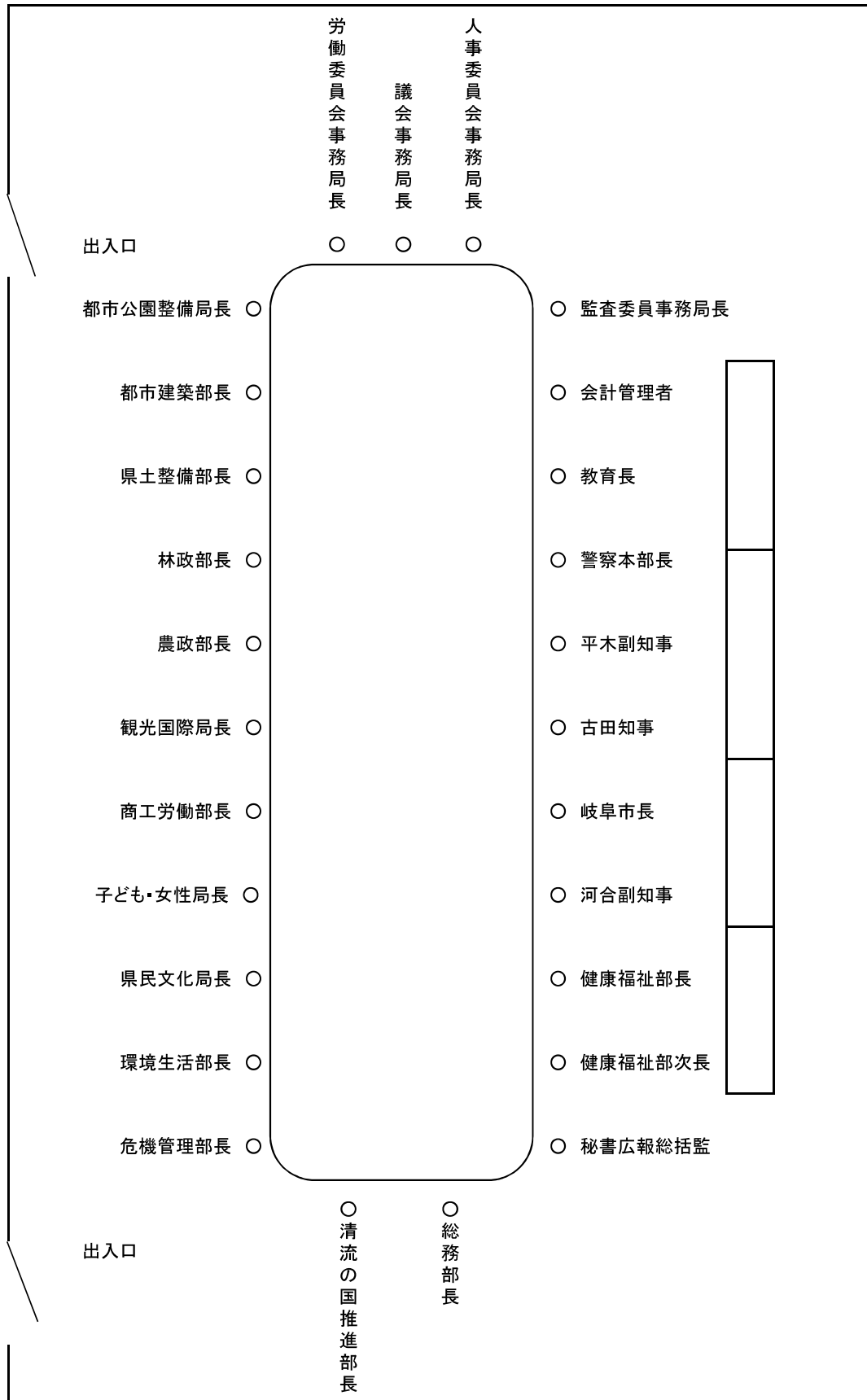
10時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

- 1 感染症をめぐる諸状況について
 - ・ 県内の感染状況について 資料1-1
 - ・ 人との接触を8割減らす、10のポイントについて 資料1-2
- 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請について 資料2
- 3 休業協力要請に対する確認調査について 資料3
- 4 特別定額給付金について 資料4
- 5 「ストップ 新型コロナ！ がんばろう岐阜」について 資料5
- 6 感染症対策に関する主な支援策一覧について 資料6
- 7 その他
 - ・ 自宅で楽しむ文化芸術（#Museum From Home）について 資料7
 - ・ 岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験「事務（新型コロナウイルス離職者等）」の実施について 資料8
 - ・ 県職員による地域の飲食業者応援について 資料9
 - ・ ネット販売を通じた県産農産物の販売支援について 資料10

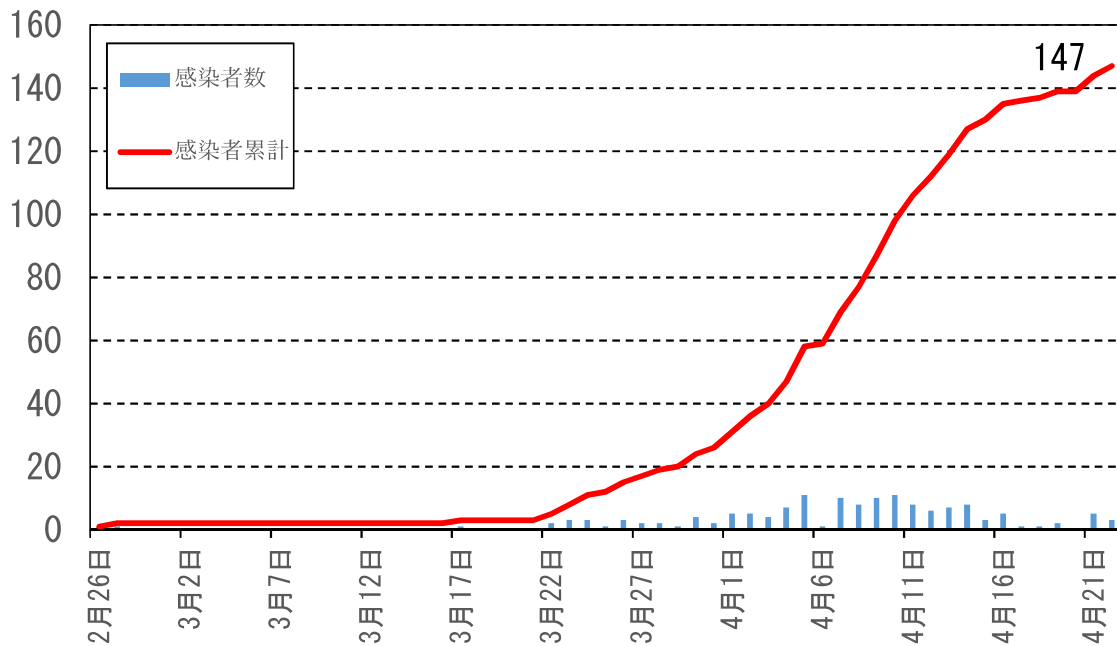
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第10回) 配席図

令和2年4月23日(木)10:00～
4階特別会議室



県内の感染状況

4月22日20時現在



日付	2月		3月										
	26	27	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
感染者数	1	1	1	2	3	3	1	3	2	2	1	4	2
累計	1	2	3	5	8	11	12	15	17	19	20	24	26

日付	4月																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
感染者数	5	6	3	7	11	1	10	8	10	11	8	6	7	8	3	5	1	1	2	0	5	3
累計	31	37	40	47	58	59	69	77	87	98	106	112	119	127	130	135	136	137	139	139	144	147

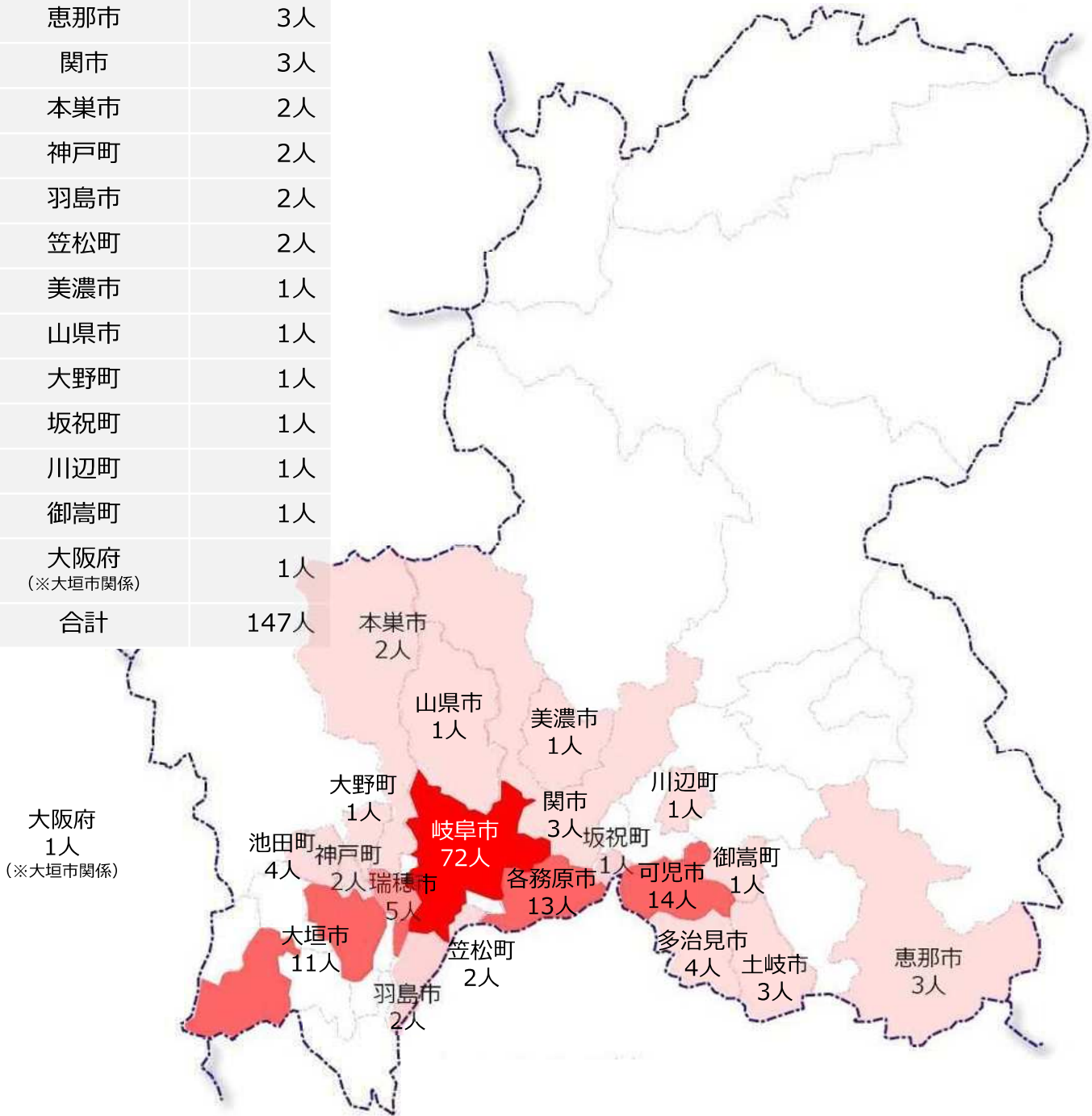
分類		岐阜市 クラスター (A)	岐阜市 クラスター (B)	岐阜市 クラスター (C)	可児市 クラスター	海外渡航	その他
感染者数	147	43	14	11	14	5	60
重症	3	0	0	2	0	0	1
軽症	99	30	12	9	4	1	43
移送	2	1	1	0	0	0	0
退院	37	12	0	0	8	4	13
死亡	6	0	1	0	2	0	3
愛知県	7	3	—	—	4	—	—
石川県	1	1	—	—	—	—	—
クラスター計		47	14	11	18		

岐阜県における新型コロナウイルス感染者 発生状況

4月22日20時現在

市町村	感染者数
岐阜市	72人
可児市	14人
各務原市	13人
大垣市	11人
瑞穂市	5人
池田町	4人
多治見市	4人
土岐市	3人
恵那市	3人
関市	3人
本巣市	2人
神戸町	2人
羽島市	2人
笠松町	2人
美濃市	1人
山県市	1人
大野町	1人
坂祝町	1人
川辺町	1人
御嵩町	1人
大阪府 (※大垣市関係)	1人
合計	147人

凡例	
20人以上	
15～19人	
10～14人	
5～9人	
1～4人	
0人	



岐阜市クラスター (A) : 47名

(内訳)

岐阜市 : 24名 大垣市 : 5名 各務原市 : 3名 瑞穂市 : 5名
 山県市 : 1名 本巣市 : 1名 笠松町 : 1名 大野町 : 1名
 池田町 : 2名 県外 : 4名

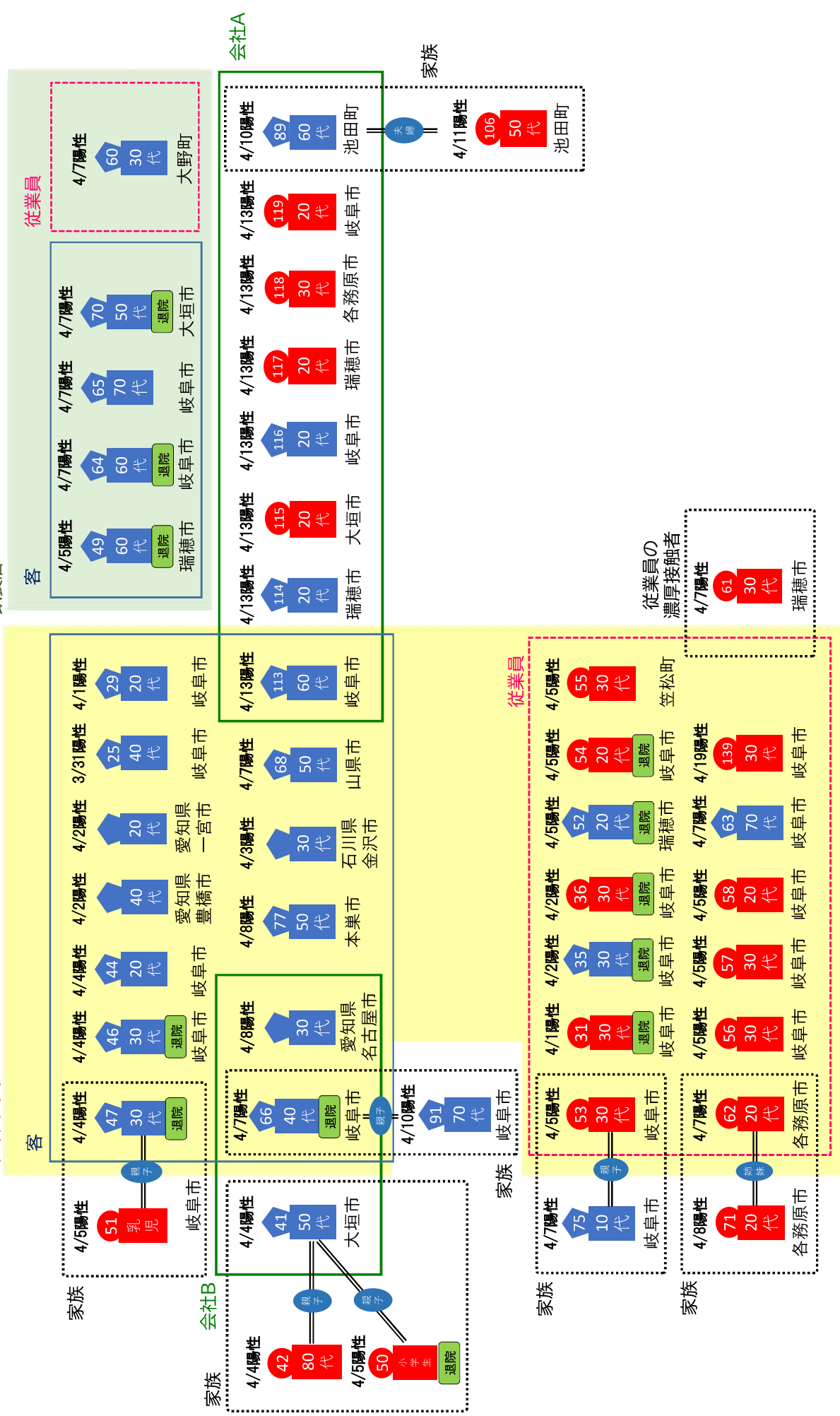
岐阜市クラスター(A)

4月22日 20時現在

【 】 : 渡航歴
 年 代 男性
 年 代 女性

ナイトクラブ

飲食店

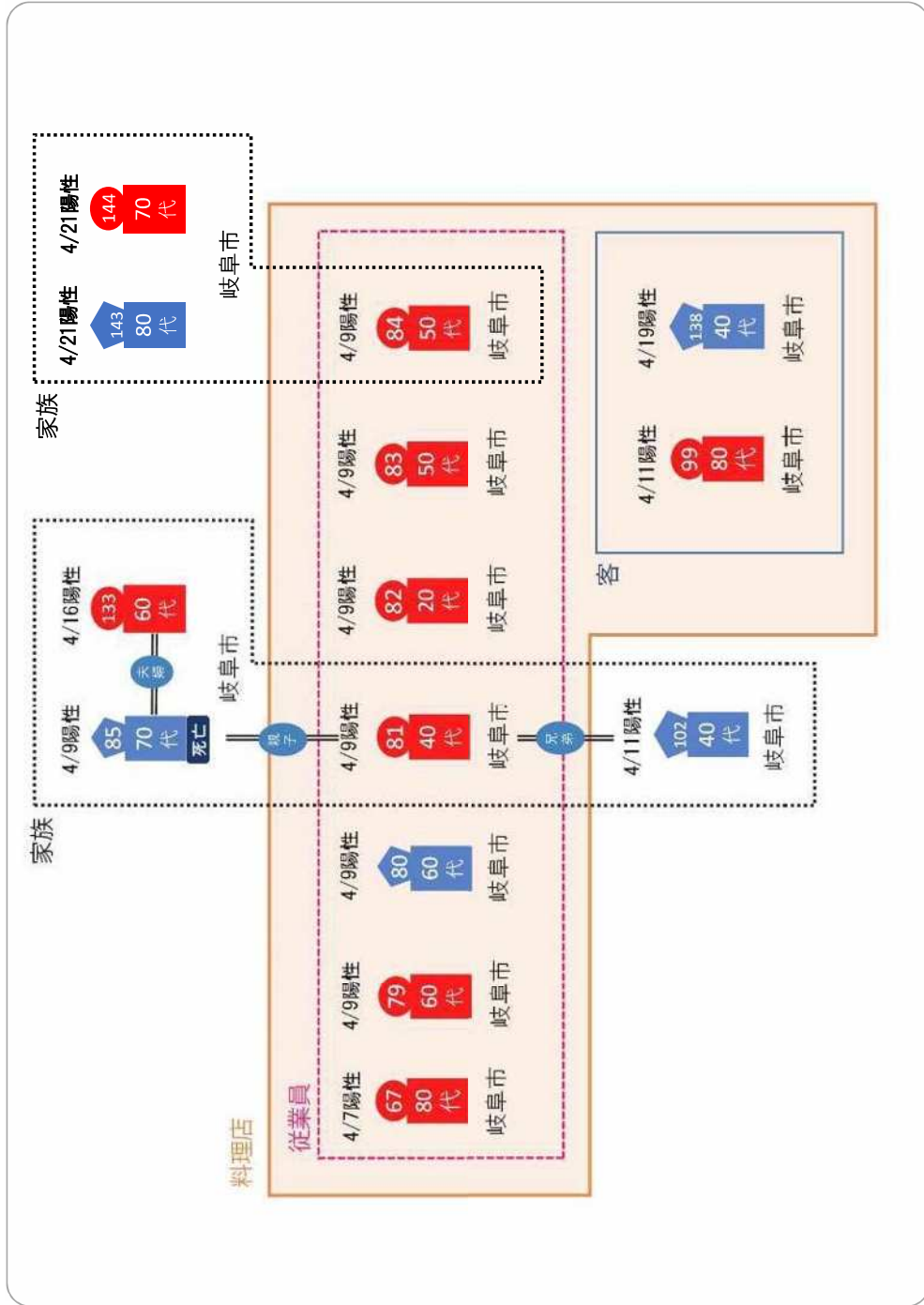


岐阜市クラスター（B）：14名
（内訳） 岐阜市：14名

4月22日 20時現在

【 】：渡 航 歴
 年代 男性
 年代 女性

岐阜市クラスター（B）

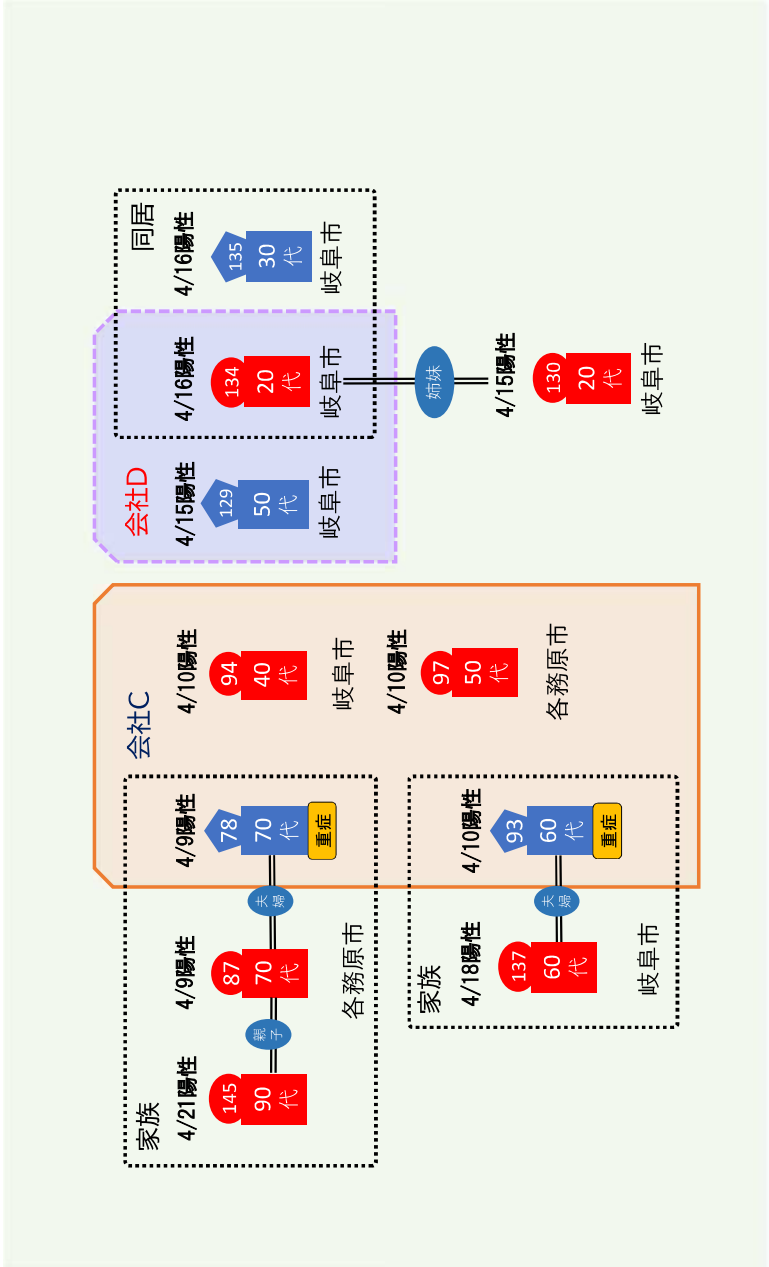


4月22日 20時現在

【 】：渡	航	歴
▲	年代	男性
●	年代	女性

岐阜市クラスター（C）：11名
（内訳）
岐阜市：7名
各務原市：4名

岐阜市クラスター（C）



人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1

ビデオ通話で

オンライン帰省



2

スーパーは1人
または**少人数**で
すいている時間に



3

ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間**、
場所を選ぶ



4

待てる買い物は
通販で



5

飲み会は
オンラインで



6

診療は**遠隔診療**



定期受診は間隔を調整

7

筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8

飲食は
**持ち帰り、
宅配**も



9

仕事は**在宅勤務**



通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために

10

会話は
マスクをつけて



3つの密を

避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・

**咳エチケット・
換気や、健康管理**

も、同様に重要です。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請について

1 支給対象

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力する事業者

2 支給額

1事業者あたり50万円

3 申請方法

○申請期間

令和2年4月23日(木)～5月20日(水) 当日消印有効

○支給開始

令和2年5月8日(金)から順次支給開始

○申請手段

書留郵送またはオンライン申請

(オンライン申請は、4月30日(木)に開始)

○必要書類

- 申請書
- 休業等を実施した施設の一覧
- 誓約書
- 営業活動を行っていることがわかる書類
(確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可証の写し等)
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- 休業等の状況がわかる書類
(休業等を告知したホームページの写しや店頭の告知チラシ等)
- 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

○申請書配布方法

県公式ホームページのほか、各市町村窓口(別表3)にて配布

○申請書送付先

県庁内に協力金申請の専用宛先を設置

(新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【申請受付要項】

【受付期間】

令和2年4月23日（木曜日）から同年5月20日（水曜日）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお願いします。

※5月20日（水曜日）の消印有効です。

＜宛先＞〒500-8570 岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

② オンライン提出の場合

4月30日（木曜日）から運用開始

詳細は、後日岐阜県庁のウェブサイトでご案内いたします。

（5月20日（水曜日）23時59分までに送信を完了してください。）

※持参による申請は受付しておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）
- ・各市町村役場の所定の窓口（別表3）

【お問合せ先】

ご不明な点は下記の問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-278-2551

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日も開設しています。）

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項

令和2年4月23日

協力金の概要

1. 趣 旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、岐阜県は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等」（令和2年4月16日公表、以下「緊急事態措置」という。）において、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」という。）へのご協力をお願いいたしました。

この依頼に応じて、休業等の対象となる施設（以下「対象施設」といいます。）を運営されている方で、休業等にご協力いただける事業者の皆様に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（以下「協力金」という）を支給いたします。

2. 支給額

1 事業者あたり 50 万円

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

1. 岐阜県内で対象施設（別表1）を運営する事業者（中小の事業者及び個人事業主）であること。
2. 緊急事態措置による休業等を実施する前日（令和2年4月17日）以前から、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を運営している方が対象です。

3. 緊急事態措置による休業等の期間（令和2年4月18日から同年5月6日）の全ての期間において、岐阜県の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。申請書には、4月18日から5月6日までの期間について休業等の状況を記載していただきます。

この場合、県外に本社がある事業者も対象となります。なお、飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設については、要請に応じて朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）場合及び終日休業する場合も対象となります。

なお、床面積に関わらず、要請に応じて休業等を行った場合は支給対象となります。

4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

申請手続き等

1. 本協力金に関する問い合わせ先

本協力金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談センターを開設しています。

岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-278-2551

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日も開設しています。）

2. 申請書類

別表2で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

3. 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）
- ・各市町村役場の所定の窓口（別表3）

4. 申請方法

（1）郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

令和2年5月20日（水曜日）の消印有効です。

<宛先>

〒500-8570

岐阜県庁 新型コロナ拡大防止協力金受付係 宛

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 送料は申請者側でご負担をお願いします。

（2）オンライン申請の場合

令和2年4月30日（木曜日）から運用開始

詳細は、後日岐阜県庁のウェブサイトでご案内いたします。

（令和2年5月20日（水曜日）23時59分までに送信を完了してください。）

なお、持参による申請は受付しておりません。

5. 本協力金の申請受付期間

令和2年4月23日（木曜日）から同年5月20日（水曜日）まで

6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。また、本協力金の支給は、令和2年5月8日（金曜日）から順次開始します。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知にかえます。

申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

その他

- 1 本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、岐阜県は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額50万円に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。
- 2 対象期間内（令和2年4月18日から同年5月6日まで）の内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず岐阜県新型コロナウイルス感染症に関する「協力金」の専用相談窓口（受付電話番号：058-278-2551）にご連絡ください。
- 3 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

協力金支給対象施設

別表 1

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
遊興施設等	キャバレー	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	インターネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬(車・舟)券場	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象	
	バッティング練習場(※1)	対象	
	陸上競技場(※1、※2)	対象	
	野球場(※1、※2)	対象	
	テニス場(※1、※2)	対象	
	柔剣道場	対象	
	弓道場(※1)	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
劇場等	劇場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

協力金支給対象施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
集会・展示施設	集会場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
文教施設	幼稚園	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請) ただし、幼稚園は感染防止対策を徹底した上で、必要な保育等を実施するよう併せて要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
大学・学習塾等（※）	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	※オンライン授業、家庭教師は対象外
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
		対象	

協力金支給対象施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
ホテル又は は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超】 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 （＝休業要請）
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）（※）	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下】 施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	【床面積の合計が100㎡以下】 営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	※集客活動を行い、来場を促すもの
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

対象外施設だが、営業時間短縮等により対象となる施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
食事提供施設	飲食店	対象	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請 （宅配・テークアウトを除く）
	料理店	対象	
	喫茶店	対象	
	和菓子・洋菓子店	対象	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請
	タピオカ屋	対象	
	居酒屋	対象	
	屋形船	対象	

協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
医療施設（※）	病院	対象外	適切な感染防止対策の協力要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売り場（移動販売店舗を含む。）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電量販店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店	対象外	
	カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	

協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	

協力金支給対象外施設

種類	施設	対象／対象外	特措法に基づく要請の内容
その他	理髪店	対象外	適切な感染防止対策の協力要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

申請書類について

1 協力金支給申請書（様式 1） ※ 複数事業所について申請される方は 1 回の申請にまとめる必要があります。 ※ 振込先の口座名義は、代表者の名前と同一の口座に限ります。
2 休業等を実施した施設の一覧（様式 2）
3 誓約書（様式 3） ※ 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。
4 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の（1）、（2）、（3）及び（4）の書類が全て必要となります。） （1）営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可） （例）確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの） 直近の経理帳簿（令和 2 年 1 月以降から 4 月 1 7 日までを含むもの） ※ 確定申告書では、緊急事態措置公表時点に営業活動を行っていたことがわからない場合は、直近の経理帳簿を添付するなど措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。設立後決算期や申告時期を迎えていない場合も同様です。 （2）申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真 （3）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可） （例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等 ※ 対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。 （4）本人確認書類（写しで可） 本人確認のために、次の書類等を提出してください。 （法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類 （個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類
5 休業等の状況がわかる書類（写しで可） （例）休業を告知する HP、店頭ポスター、チラシ、DM 等 ※ 休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。 ※ 複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。
6 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し ※ 代表者の名前と同一の口座に限ります。

別表 3

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
岐阜市	経済部経済政策課	8:45～17:30 平日のみ
	経済部労政・経営支援課	8:45～17:30 平日のみ
	経済部産業振興・企業誘致課	8:45～17:30 平日のみ
大垣市	経済部商工観光課	8:30～17:15 平日のみ
	上石津地域事務所	8:30～17:15 平日のみ
	墨俣地域事務所	8:30～17:15 平日のみ
高山市	新型コロナウイルス総合窓口 (市役所本庁舎地下大会議室)	9:00～19:00 (当面は土日祝日も開設)
多治見市	経済部産業観光課	9:00～17:00 平日のみ
関市	産業経済部商工課	8:30～17:15 平日 9:00～17:00 (4/25(土)、26(日)29、(水・祝))
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30～17:15 平日のみ
	政策推進部政策推進課	8:30～17:15 平日のみ
	市民福祉部健康医療課	8:30～17:15 平日のみ
	山口総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	坂下総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	川上総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	加子母総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	付知総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	福岡総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	蛭川総合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	苗木事務所	8:30～17:15 平日のみ
	坂本事務所	8:30～17:15 平日のみ
	落合事務所	8:30～17:15 平日のみ
	阿木事務所	8:30～17:15 平日のみ
	神坂事務所	8:30～17:15 平日のみ

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
美濃市	産業振興部産業課	8:30～17:15 平日のみ
瑞浪市	経済部商工課 ※各コミュニティセンターでも配布	8:30～17:15 平日のみ
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30～17:15 平日のみ ※土日祝日の8:30～17:15は休日夜間 窓口に書類を設置
恵那市	商工観光部商工課	平日 8:30～17:15 土日祝日も対応
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	8:30～17:15 平日のみ
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30～17:15 平日のみ
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30～17:15 平日のみ
可児市	観光経済部産業振興課	8:30～17:15 平日のみ
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30～17:15 土日祝日も対応 ※土日祝日は日直が対応
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30～17:15 平日のみ
	巣南庁舎管理部市民窓口課	8:30～17:15 平日のみ
飛騨市	商工観光部観光課	8:30～17:15 平日のみ
本巣市	本庁舎総務部総務課	8:30～17:15 平日のみ
	根尾分庁舎総務産業課	8:30～17:15 平日のみ
	糸貫分庁舎地域調整課	8:30～17:15 平日のみ
	真正分庁舎地域調整課	8:30～17:15 平日のみ
郡上市	商工観光部商工課 ※各振興事務所窓口も対応	8:30～17:15 平日のみ
下呂市	観光商工部商工課	8:30～17:15 平日のみ
	萩原振興事務所	8:30～17:15 平日のみ
	小坂振興事務所	8:30～17:15 平日のみ
	下呂振興事務所	8:30～17:15 平日のみ
	金山振興事務所	8:30～17:15 平日のみ
	馬瀬振興事務所	8:30～17:15 平日のみ

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
海津市	産業経済部商工観光課	8:30~17:15 平日のみ
岐南町	住民経済教育部経済環境課	8:30~17:15 平日のみ
笠松町	企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15 土日祝日も対応
養老町	産業建設部企業誘致・商工観光課	8:30~17:15 土日対応 ※祝日は対応しない
垂井町	産業課	8:30~18:15 平日 土日祝日は宿日直対応
関ヶ原町	地域振興課	8:30~17:15 平日のみ
神戸町	総務部総務課	8:30~17:30 土日祝日も対応
輪之内町	産業課	8:30~19:00 平日 8:30~17:15 土日祝日
安八町	総務課	8:30~17:15 土日祝日も対応
揖斐川町	産業建設部産業振興課	8:30~17:15 土日祝日も対応 (ただし、土日祝日は本庁舎のみで配布)
大野町	産業建設部観光企業誘致課	8:30~17:15 土日祝日も対応(宿日直)
池田町	総務部総務課	8:30~17:15 平日 8:30~17:15 土日祝日(日直対応)
	建設部産業課	8:30~17:15 平日
北方町	総務課	8:30~17:15 平日のみ
坂祝町	企画課	8:30~17:15 平日のみ
富加町	産業環境課	8:30~17:15 平日のみ
川辺町	産業環境課	8:30~17:15 土日祝日も対応
七宗町	企画課	8:30~17:15 平日のみ
八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15 平日のみ
白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15 土日祝日は日直対応
東白川村	地域振興課	8:30~17:15 平日のみ

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間と土日祝日の対応の有無
御嵩町	まちづくり課	平日は「まちづくり課」窓口にて対応 (8:30~17:15) 平日夜間、土日祝日は庁舎1階北 「当直室」にて終日対応
白川村	観光振興課	8:30~17:15 平日のみ

様式 1

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地（住所）

〒

事業者

名称

役職

代表者

氏名

印

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

法人番号			申請金額	金 500,000 円			
資本金	円		従業員数	人			
振込先			銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局 名 等		預 金 種 類	普通	当座	納税準備	貯蓄
	口座番号 記号番号						
	(ふりがな) 口座名義						
担当者	氏名						
	役職						
	連絡先		(電話番号)				

○ 添付書類

- ・休業等を実施した施設の一覧（様式2）
- ・誓約書（様式3）
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- ・申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- ・本人確認書類
- ・休業等の状況がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

休業等を実施した施設の一覧

事業者
所在地 (住所)
名称
役職
代表者
氏名

	種類 ※ 1	施設 ※ 1	施設・店舗名	施設・店舗の所在地 ※ 2	休業等の措置
1					
2					
3					
4					
5					

- ※ 1 要項の別表 1 (種類、施設) から該当するものを記入してください。
- ※ 2 地番まで記入してください。
- ※ 3 1 枚に記入しきれないときは、複数枚にわたり記入してください。

年 月 日

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

所在地（住所）

〒

事業者

名称

役職

代表者

氏名

(記載例)

様式 1

① 令和 2 年 4 月 2 3 日

岐阜県知事 様

②

所在地 (住所)
〒500-0001
岐阜市藪田 1 - 1
事業者
名称 (有) A B C
役職 代表取締役
代表者
氏名 藪田 一郎 印

※押印忘れがございませんよう、
ご確認ください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

③

法人番号	1234567891234	申請金額	金 500,000 円
資本金	1,000,000 円	従業員数	20 人
振込先	〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	□□
	郵便局 名 等 ●●	預 金 種 類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	0 0 0 0 0 0 0 0	
	(ふりがな) 口座名義	やぶた いちろう 藪田 一郎	
担当者	氏名	藪田 太郎	
	役職	××	
	連絡先	(電話番号) 0 5 8 - × × × - ●●●●	

※口座名義は、
上記代表者
と名前を一
致させてく
ださい。

○ 添付書類

- ・休業等を実施した施設の一覧 (様式 2)
- ・誓約書 (様式 3)
- ・営業活動を行っていることがわかる書類
- ・申請する事業所ごとの外景 (社名や店舗名入り) 及び内景の写真
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類
- ・本人確認書類
- ・休業等の状況がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※記入漏れがありますと、確認連絡が
できませんので、ご注意ください。

(記載例)

様式 2

休業等を実施した施設の一覧

事業所
〒500-0001
岐阜市藪田 1-1
名称 (有) ABC
代表者 代表取締役
氏名 藪田 一郎

②

種類 ※ 1	施設 ※ 1	施設・店舗名	施設・店舗の所在地 ※ 2	休業等の措置
1	食事提供施設	●●●● 岐阜店	岐阜市〇〇1-1	全期間休業
2	食事提供施設	●●●● 大垣店	大垣市〇〇1-2	全期間営業時間短縮 平日 10時～21時 ↓ 10時～14時 休日 10時～22時 ↓ 10時～20時
3	食事提供施設	パン屋〇〇店	大垣市〇〇1-3	食事提供スペースのみ全期間休業
4	運動・遊戯施設	スポーツクラブ	岐阜市〇〇1-4	全期間休業
5				

①

- ※ 1 要項の別表 1 (種類、施設) から該当するものを記入してください。
 - ※ 2 地番まで記入してください。
 - ※ 3 1 枚に記入しきれないときは、複数枚にわたり記入してください。
- ※複数施設を持つ事業者は、対象業種のみ記載してください。

(記載例)

様式 3

①

令和 2 年 4 月 2 3 日

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関して、次のとおり誓約します。

<令和 2 年 5 月 6 日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。
なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、岐阜県に事前に連絡します。

<以下、申請されるすべての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

②

※誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自著でお願いします。

	所在地（住所）
事業者	〒500-0001 岐阜市藪田 1 - 1
	名称 （有）ABC
代表者	役職 代表取締役 氏名 藪田 一郎

よくあるご質問

令和2年4月17日

更新 令和2年4月21日

更新 令和2年4月23日

Q. 協力金の対象となる事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主のほか、例えば休業要請の対象となっている文教施設、大学・学習塾等を運営する法人等も、要請に応じて休業した場合は対象となります。

Q. 今回の協力金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧の施設を予定しております。

Q. 幼稚園は今回の協力金の対象施設になりますか？

A. 私立幼稚園は今回の休業要請の対象施設ですが、他方で感染防止対策を徹底した上で必要な保育等を実施するよう併せて要請されている施設でもあります。このため、施設の一部を明確に区分した上で必要な保育等を実施している場合においては対象となります。

Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

Q. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請施設となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

Q. 自宅を利用して営業している場合は対象になりますか？

A. 対象となる施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となる可能性があります。

Q. 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業等する必要がありますか？

A. 要請の趣旨をご理解いただき、休業等の対象となる全施設の休業等にご協力をお願いします。なお、施設Aが休業対象、施設Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは施設Aだけで構いません。

Q. 4月18日以前から自主的に休業していますが、引き続き5月6日まで休業した場合、協力金の対象になりますか？

A. 感染拡大防止のために休業等を行っていた場合は、対象になります。

Q. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支給対象になりますか？

A. 例えば、宝石類（休業要請対象）と眼鏡（休業要請対象外）が混在している場合で、宝石類を明確に区分して休業する場合、支給対象になります。

Q. 飲食店は協力金の支給対象になりますか？

A. 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜8時までの間の営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜10時まで営業していたものを夜8時までに短縮する（酒類の提供は夜7時までとする）など、朝5時から夜8時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テイクアウトサービスを行っても対象になります。

Q. もともと、朝5時から夜8時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？

A. 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、協力金の支給対象外です。ただし、終日休業する場合は支給の対象になります（この場合、テイクアウトサービスを行っても対象になります）。

Q. 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A. 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝5時から夜8時までの枠内に短縮する場合は対象となります。

Q. ホテルは対象になりますか？

A. 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象になります。

Q. 鍼灸・マッサージ、接骨院は対象になりますか？

A. 国家資格有資格者が治療を行うものは、医療施設として社会生活を維持する上で必要であることから、休業要請の対象外とされています。一方、治療・医療に当たらないサービスを提供するエステサロンなどは商業施設として休業要請の対象であることから、休業した場合に協力金の支給対象になります。

Q. 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。

(申請について)

Q. 申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県事務所の振興防災課又は産業労働課（総合庁舎内）のほか、市町村役場の所定の窓口にも備え付けています。

Q. オンラインでの申請は可能ですか？

A. 4月30日（木）の運用開始に向けて作業中です。申請が可能となった場合は岐阜県公式ホームページでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

Q. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。5月20日（水）までに対象施設の運営者の方が申請書を提出いただければ協力金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q. 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は一切受付しません。

(添付書類について)

○営業実態が確認できる資料

Q. 営業活動を行っていることがわかる書類としての確定申告書の写しはどういったものなら良いですか？

A. 税務署の受付印または電子申告の受信通知のある直近のものを提出願います。

Q. 直近の経理帳簿はどこまで提出する必要がありますか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、営業を休止するまで常時営業していたことを証明していただく必要があることから、直近である令和2年1月以降から4月17日までを含む経理帳簿の写しをご提出ください。

Q. 営業許可証の写しは必要ですか？

A. 必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。
（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

（休業等の状況がわかる書類）

Q. 休業等していることを第三者が分かる書類とは？

A. 今回の休業等要請に応じて4月18日から5月6日まで全面的に休止したことや、営業時間を変更したことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭にて休業等を明示して掲示されている告知チラシやその掲示している外観写真、などが考えられます。

休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

なお、確認できる資料が数種類有る場合は審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

Q. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいのか？

A. 口座名義と口座番号が記載されているページの写しをコピーいただき、提出してください。

Q. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいですか？

A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

Q. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず様式3をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

(その他)

Q. 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A. 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定させていただきます。
また、申請書類は返却いたしません。

休業協力要請に対する確認調査

1 趣 旨

県は、4月16日の対策本部にて、同18日からの休業協力要請の実施と「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の制度化を公表した。

また、県は、4月18日及び19日において、県内市町村の協力を得て、県内各地の休業協力要請への対応について、大まかなトレンドを把握した。

これら取組みを踏まえ、5月6日までの間、下記により、休業協力要請を行った施設の具体的な対応状況につき、対象施設及び確認事項を明確化した上で、確認調査を実施する。

2 確認調査の概要

(1) 確認者 市町村

(2) 確認日時 火・木・土の各日、15時・20時30分の2回

※ 15時の回は、運動・遊技施設、商業施設（休業協力要請を行った施設に限る。）について、20時30分の回は、遊興施設、食事提供施設について、それぞれ確認することを想定（別紙参照）。

※ 5月6日までの間に、6日、12回分の調査を実施。

(3) 対象施設及び確認事項 別紙のとおり

(4) 確認施設数

岐阜市	200施設／回（400施設／日）
その他の市	60施設／回（120施設／日）
町村	10施設／回（20施設／日）を目安。

(5) 留意事項

調査ごとの確認施設は重複させず、できる限り悉皆的に調査する。

(6) 報告方法

市町村から県事務所に対し、調査日中に調査票を回付していただき、県においてとりまとめを行う。

調査対象施設

施設区分	施設の種類	主な調査時点	確認事項
遊興施設等	キャバレー	20:30	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類の、施設名
	ナイトクラブ	20:30	
	スナック	20:30	
	バー	20:30	
	パブ	20:30	
	性風俗店	20:30	
	個室ビデオ店	15:00	
	インターネット・漫画喫茶	15:00	
運動・遊技施設	カラオケボックス	15:00	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類の、施設名
	民間運動施設（体育館・プール）	15:00	
	ボーリング場	15:00	
	スポーツクラブ（ジム）	15:00	
	ヨガスタジオ	15:00	
	麻雀店	15:00	
	パチンコ屋	15:00	
	ゲームセンター	15:00	
	古本屋	15:00	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	15:00	
商業施設	土産物屋	15:00	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類の、施設名
	スポーツ用品店、ゴルフショップ	15:00	
	スパ・銭湯・岩盤浴・サウナ	15:00	
	エステサロン・日焼けサロン・脱毛サロン	15:00	
	飲食店	20:30	
食事提供施設	料理店	20:30	1. 休業しているか、営業しているか 2. 営業している場合、施設の種類の、施設名、時短営業の実施状況
	喫茶店	15:00	
	居酒屋	20:30	

令和2年 4月20日
総務省自治行政局
特別定額給付金室

特別定額給付金（仮称）事業（案）

1 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は、市区町村とする。
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助(10/10)を行う。
- ・実施に要する事務経費については、特別定額給付金（仮称）給付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）を受けて開始された特別定額給付金給付の事務に係るものであれば、特別定額給付金給付事務費補助金の対象となる。

3 給付対象及び受給権者

（1）給付対象者

- ・給付対象者は、基準日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）とする。
- ・基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない者及びその同伴者であって、基準日において居住している市区町村にその住民票を移していないものについては、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合には、当該市区町村において給付対象とする。
- ・外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象とならない。

（2）受給権者

- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。

（3）基準日

- ・基準日は、全国で統一的に定めることとし、令和2年4月27日とする。

4 給付額

- ・世帯構成員 1 人につき 10 万円として算出される額

5 申請方法等

(1) 申請様式

- ・国において、統一様式を作成する。

(2) 申請方法

- ・感染拡大防止の観点から、申請方法は「Ⅰ 郵送申請方式」及び「Ⅱ オンライン申請方式」を基本とし、広報によりその旨を周知する。なお、オンライン申請方式の実施に必要な受付システムについては、国においてマイナポータルを拡充し、整備を行う。

Ⅰ 郵送申請方式

- ・市区町村は、特別定額給付金の申請書を受給権者宛て郵送する。
- ・受給権者は申請書に振込先口座情報を記入し、当該振込先口座の確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の写し等の本人確認書類及び振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し（水道料引落等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要）とともに、市区町村に郵送する。
- ・なお、やむを得ず、窓口申請書を持参する人がいる場合には、窓口において本人確認を行う。また、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

Ⅱ オンライン申請方式

- ・オンライン申請方式は、マイナンバーカードを持っている人について受け付ける。
- ・受給権者は、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行う。
- ・電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要とする。

6 受付及び給付開始日

- ・市区町村において決定する（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すことを願います。）（なお、「Ⅰ 郵送申請方式」「Ⅱ オンライン申請方式」それぞれについて、受付開始日を設定することができるが、いずれの場合も可能な限り速やかに受付が開始されることが望ましい。）。
- ・定額給付金の申請期限は、当該市区町村における郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内とする。

7 給付決定

- ・市区町村は、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定する。

8 給付

- 給付金は、申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。市区町村は、銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

9 市区町村における経理処理

- 事業費および事務費については、市区町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- 事業については、事業終了後、実際に納付した給付額に基づき、国費の精算を行う。

(参考)

4月20日 高市総務大臣会見（抄）

(記者)

できるだけ早期の給付という話だったんですけども、今のところ総務省として考えているスケジュール感として、早いところではいつごろから、遅いところでもいつごろまでには国民の手元に届けられたいとか、そういうスケジュール感というのはあるのでしょうか。

(総務大臣)

まずは国会で補正予算を成立させていただくことが第1でございます。

それに続きまして、各市区町村の補正予算も組んでいただかなければならず、市区町村議会で臨時議会を開いて、これを承認していただくか、もしくは、それができないやむを得ない事情がある場合には、市区町村長が専決処分をなさるといった段取りは、踏んでいかなければなりません。

ただ、補正予算成立前においても、準備をしていただくことは可能でございますので、本日閣議決定された内容を、市区町村に通知を発出し、今から準備をしていただくよう、お伝えしております。

各市区町村の補正予算がいつ成立して、いつ給付が開始されるかは、市区町村が決めることとなっておりますけれども、できるだけ速やかな給付をお願いしてまいります。そして、そのために必要な支援をしてまいります。

何月何日からということは、今は申し上げられませんが、人口規模の小さい市区町村で準備が整っていれば、5月からの給付が可能というところもあろうかと思えます。

「総務大臣メール」(第7号:特別定額 給付金に係る事前準備)

2020年4月22日
総務省

メール本文

〈至急〉

市区町村長
都道府県知事 様

「総務大臣メール」(第7号:特別定額給付金に係る事前準備)について

晩春の候、市区町村長・都道府県知事の先生方におかれましては、ご多用の毎日をお過ごしのことと存じます。
また、新型コロナウイルス感染症につきましまして、国内での感染拡大を防止し、新型コロナウイルス感染症の維持及び地域住民の皆様の健康と安全の確保を図るため、ご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、一昨日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組みでおられる方々への敬意と感謝の気持ちをもち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならぬ。」と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることとなりました。

これを踏まえ、各市区町村におかれましては、可能な限り迅速に住民の皆様へ特別定額給付金(仮称)をお届けできるよう、国の補正予算の成立時期や他府省の補助事業の決定・交付時期にかかわらず、本給付金に係る各市区町村の補正予算の編成・成立に向けて御尽力いただきますようにお願い申し上げます。

なお、これらの給付に要する事務経費については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)を受けて開始されたものであれば、全額国費の補助対象となることを改めてお伝えいたします。

＜給付に向けた事前準備＞

①実施組織の設置

本給付金の制度案(別添1「特別定額給付金(仮称)事業(案)の概要」)や過去の各種給付金の際の対応を踏まえ、速やかに実施組織の設置をお願い申し上げます。

また、給付事務に臨時職員の雇用が必要と見込まれる場合、その募集についても、早期に行って頂ければ幸いです。

②システム改修の着手(別添2「必要となるシステム改修等」参照)

本給付金の給付に当たっては、基準日時点の住民基本台帳情報の抽出に加え、当該情報を基にした給付対象者の申請状況や給付状況の管理、申請書の印刷のためのシステムの主なシステムベンダーに対して、国から協力依頼を行っており、各市区町村におかれましては、住民基本台帳システムに係る委託事業者等との調整を早急に進めてください。

あわせて、オンライン申請方式の実施に必要な受付システムについては、国においてマイナポータルを拡充し、整備を行うこととしております。各市区町村におかれましては、マイナポータルからの受付データ取得端末の配置等が必要となるため、対応をお願い申し上げます。

③市町村から申請者への送付用封筒(長形3号等定型郵便物)、申請者から市区町村への返信用封筒(長形3号等)の印刷準備(別添3「封筒の印刷イメージ」参照)

返信用封筒を料金受取人払郵便とするためには、受取人払いの番号を取得する必要がありますが、当該番号取得に一定の日数を要することから、速やかに日本郵便と調整を行った上、印刷の準備に着手してください。

なお、日本郵便に対して、総務省から上記手続きの円滑実施について協力依頼を行うことを予定しております。

④広報の事前準備

給付対象者が申請受付開始後、速やかに申請ができるよう、申請受付開始までに本給付金の情報を申請者に届けるための十分な広報が必要となります。各市区町村の広報紙における掲載のほか、各種広報媒体の積極的活用等、事前準備を進めて下さい。

また、残念ながら既に特別定額給付金に乗じたた不審なメールが確認されていると承知しております。今後、これらに関して周知啓発のお願いをさせていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。

メール本文

⑤補助金の概算払い

今回の事業の実施に当たり、各市町村が資金面で困りにならないよう、事業費及び事務費について早期に概算交付を行うことを考えております。

昨日4月21日付けの事務連絡において、各市町村の概算払見込み額（5月分）について事前のご報告をお願いしており、これをもとに、すみやかに補助金の概算交付を行うことができるよう準備を進めてまいります。概算交付前に事業を実施する場合には、一時的な資金手当として、繰替運用や一時借入れといった手法も活用して、速やかに給付を開始していただくようお願い申し上げます。

各都道府県知事の先生方におかれましては、都道府県内の市区町村への適切な支援をお願い申し上げます。

7回目の総務大臣メールをお読みいただき、ありがとうございます。詳細につきましては、総務省にお問い合わせいただけます。

「特別定額給付金（仮称）事業について」

（⇒こちらをクリック）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

※首長に必ずお届けください。

※こちらのHPにも掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daijin_mail.html

令和2年4月22日
総務大臣 高市 早苗

※本メールで紹介した施策又は「総務大臣メール」に対するお問い合わせは、以下の担当までお願い致します。

- ・「特別定額給付金（仮称）事業」について：自治行政局地域政策課特別定額給付金室

メールアドレス：s.naruta@soumu.go.jp、m3.nakamura@soumu.go.jp

TEL：03-5253-5233（担当：鳴田課長補佐、中村主査）

- ・「総務大臣メール」について：自治行政局地域政策課

メールアドレス：daijin-mail@soumu.go.jp

TEL：03-5253-5523（担当：清水課長補佐、菊池事務官）

特別定額給付金（仮称）事業（案）の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、（中略）人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和 2 年度補正予算（第 1 号）案計上額）

12 兆 8,802 億 93 百万円	・ 給付事業費 12 兆 7,344 億 14 百万円 ・ 事務費 1,458 億 79 百万円
---------------------	---

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率 10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者 1 人につき 10 万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願う）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内

＜別添２＞必要となるシステム改修等

（１）住民基本台帳システムにおける対応

給付対象者の捕捉のため、基準日時点の住民基本台帳情報を抽出するために必要な住民基本台帳システムにおける対応

（２）給付のためのシステム上の対応

以下の機能を有するシステムの構築又は既存システムの改修

- ・ 給付対象者の申請受付状況、給付決定状況等の管理
- ・ 申請書への世帯員全体の氏名等の印字 等

問い合わせ先：各市区町村の住民基本台帳システムの保守等を行う委託事業者等
※主な住民基本台帳システムのベンダーへは国から協力依頼済み

（３）マイナポータルを通じたオンライン申請の受付のための対応

受付データ取得端末の配置及びネットワーク設定

問い合わせ先：内閣府大臣官房番号制度担当室（03-6441-3479）

kiban.renkei.k3h@cas.go.jp

（特別給付金担当 青木参事官補佐、米山主査）

別添 3

送付用・返信用封筒のイメージ

<市区町村から申請者宛>

(長形3号 (A4 3つ折り) 等定型郵便物を想定)

〒0000-00000

料金後納郵便

申請者住所

千代田 太郎 様

〇〇市役所

—特別定額給付金に関するお知らせ—

<申請者から市区町村宛>

(長形3号 (A4 3つ折り) 等で返送を想定)

※料金受取人払郵便により実施するため、
申請者の郵送代負担なし

〒0000-00000

料金受取人払郵便

〇〇市役所
特別定額給付金室 行

返信用封筒

〇〇市 △△・・・

特別定額給付金申請書在中

受取人番号が記載されます

XX

＜特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です＞

特別定額給付金申請書

現時点での
様式(案)

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

市区町村
受付印

○ 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ)	生年月日	現 住 所
氏 名	明治・大正・昭和・平成	
印	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

※記名押印に代えて署名することができます。

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、申請・受給者(代理人も含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。 もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください)

	氏名	続柄	生年月日
1	千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日
2	千代田 花子	妻	平成2年4月1日
3	千代田 直子	子	令和元年12月31日
4			
5			
6			
合計金額		3 0 0 , 0 0 0 円	

特別定額給付金を希望されない方につきましては、以下の
チェック欄(□)に×印を御記入
ください。

☐
☐
☐
☐
☐
☐

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を御記入ください。)

□ A 指定の金融機関口座(申請・受給者又はその代理人の口座に限りです。)への振込を希望

□ この口座が当市区町村の水道料、地方税等の引落し又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。)
また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右端までお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄 に御記入ください。)	通帳番号 (右端までお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュカード に記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※		

□ B 申請書を窓口で提出し、後日、給付(申請書の返送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

【代理申請(受給)を行う場合】

代 理 人	(フリガナ)	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		
	明治・大正・昭和・平成		
	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 特別定額給付金の		を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。	世帯主氏名
申請・請求 受給 申請・請求及び受給			印

※記名押印に代えて署名することができます。

(申請書裏面)

現時点での
様式(案)

申請者本人確認書類
写し貼付け

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け

「ストップ 新型コロナ！ がんばろう岐阜」 (案)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしている中、個人、事業者などが、それぞれの立場で無理なく参加できる取組みを進め、県民や医療従事者などを応援することにより、地域に元気を取り戻す。

2 事業内容（第 1 弾）

(1) がんばろう岐阜！県ゆかりのアスリートによるエール配信（清流の国推進部）

- ・県ゆかりのアスリート、県内プロスポーツチームや聖火ランナー等が、県民への応援メッセージや自宅でできる運動・エクササイズなどをWEB配信する。

(2) 医療従事者へ応援メッセージを届けよう（知事直轄：広報課）

- ・新型コロナウイルス対応の最前線に立つ医療関係者へ、広く県民から感謝や応援の気持ちを伝えるメッセージ等を募集し、4 月末から順次、県のホームページで公開する。

(3) 県のふるさと納税で医療機関を応援しよう（清流の国推進部、健康福祉部）

- ・新型コロナウイルス対策に従事する医療関係者を支援するための資金をふるさと納税で募集する。

< 想定される事業 >

- ・感染者の入院治療を行う医療関係者が、帰宅せずにホテル等に宿泊した場合の費用を支援
- ・感染者の診察にあたっている医療関係者への支援手当の給付 など

(4) マスクを作ろう、マスクを贈ろう（健康福祉部）

- ・広く県民及び県内事業者からマスクの寄贈を募り、衛生資材の不足解消を図る。特に、医療機関に対し、県民等がマスクを寄贈することで、感染症対策の最前線に立つ医療関係者を応援する気持ちと県民が一丸となって県の医療を守る姿勢を醸成する。

<周知>

[県民向け]

- ・ 県HP、記者発表等を通じて、運動の趣旨とマスクの寄贈を呼びかけ
- ・ 医療関係者のメッセージ（開始前の依頼、開始後の謝意等）の掲載

[事業者向け]

- ・ 県内経済団体等を通じて、事業所保管および市販のマスクの寄贈を依頼

<受入>

- ・ 対象資材：マスク（サージカル又はN95マスク）
- ・ 寄贈単位：1箱（50枚）単位以上
- ・ 寄贈方法：県（県庁及び各県事務所）への郵送、持参

<配布>

- ・ 原則として、各県事務所（保健所）所管エリアの新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている病院に寄贈
- ・ 応援メッセージを記載するメッセージボードを県庁や県総合庁舎に設置

(5) 花を飾ろう、医療機関に花を贈ろう（農政部）

- ・ 各事業所において、県産花きによる花飾りキャンペーンを推進する。特に、医療機関に対しては、医療従事者を応援・激励する応援メッセージを添えた花を贈る（5月以降予定）。また、県においても、花きの消費拡大に向け、県庁舎や県総合庁舎、各市町村庁舎において、職場に潤いをもたらす季節に応じた花飾りを展開する。

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

資料 6

個人向け		事業者向け	
生活支援	生活資金に困っている	感染拡大防止	感染拡大を防ぐために
	1 特別定額給付金		16 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
	2 生活福祉資金貸付制度		17 従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援
	3 子育て世帯への臨時特別給付金		18 働き方改革推進支援助成金（テレワーク新規導入）
	4 授業料減免		
	5 住居確保給付金		従業員を休業させたい
	6 県営住宅による支援		19 雇用調整助成金
	新型コロナウイルスに感染したら		
	7 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担		新たに従業員を雇いたい
	8 国民健康保険料等の減免		20 離職者雇用企業給付金
			21 外国人材受入れ支援事業費補助金
	子どもがいる方のために		22 農業労働力確保緊急支援事業
	9 小学校教育等対応支援金		23 労働力不足の解消に向けたスマート農業実証
	納税等の特例		子どもがいる従業員のために
	10 納税猶予の特例（国）		24 小学校教育等対応助成金
生活支援	11 税務申告・納付期限の延長		25 働き方改革推進支援助成金（時間外労働等改善）
	12 納税猶予の特例（県）		
	13 自動車税の軽減措置の延長	事業継続	経営を建て直したい
	14 占用料等納入猶予		26 持続化給付金
	15 使用料納入猶予		27 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金
			28 肉用子牛流通円滑化緊急対策
			29 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業
			前向きな投資をしたい
			30 生産性革命推進事業の拡充
			31 JAPANブランド育成支援等事業
			32 高収益作物次期作付支援交付金
		事業継続	
			納税等の特例
			48 固定資産税等の軽減
			49 納税猶予の特例（国）
			50 納税猶予の特例（県）※再掲
			51 自動車税の軽減措置の延長 ※再掲
			52 占用料等納入猶予 ※再掲
			53 使用料納入猶予 ※再掲

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策一覧

支 援 策			対 象	概 要	問合せ先
生活資金に困っている	給 付	1 特別定額給付金【国】	基準日(R2.4.27)に住民基本台帳に記載されている方	《調整中》 ・一律に国民一人あたり10万円を給付。郵送またはオンラインにより申請。 (補助率：国10/10)	総務省
		2 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	感染症の影響により収入が減少した世帯	・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施。	県・市町村社会福祉協議会
		3 子育て世帯への臨時特別給付金【国】	児童手当を受給する世帯(0歳～中学生がいる世帯)	《調整中》 ・臨時特別の給付金(一時金)として、対象児童一人につき1万円を上乗せ支給する。	内閣府
		4 授業料減免【国】	家計が急変した家庭の学生	《調整中》 ・国立大学、国立高等学校等が行う授業料減免を運営費交付金で支援。 ・授業料減免等を実施した私立大学等に対しても、国が所要額の1/2を補助。	文部科学省
	給 付	5 住居確保給付金【国】	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など	・従来の離職、廃業後2年以内の者に加え、新型コロナウイルス等の影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対しても対象範囲を拡大。 ・家賃相当額(例：県内町村における1人世帯の場合：上限29,000/月)を原則3か月間支給（一定の求職活動を行う等の支給要件あり）。	社会福祉協議会等
		6 県営住宅による支援【県】	・県営住宅入居者及び新規入居者 ・居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	・県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除。 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供。	県住宅供給公社
	助 成	7 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	感染症にかかった方	《調整中》 ・感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担とする(国3/4、県1/4)。	厚生労働省
		8 国民健康保険料等の減免【国】	感染症の影響により一定程度収入が下がった方	《調整中》 ・国民健康保険、国民年金等の保険料の減免を行う。(減免の基準は今後通知)	各市町村
	給 付	9 小学校休業等対応支援金【国】	契約した仕事ができなくなっている保護者	・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者に対する助成。 <支給額>4,100円/日(定額) R2.2.27～6.30のうち就業できなかった日数	厚生労働省

生活支援
個人向け

支 援 策		対 象	概 要	問合せ先
個 人 向 け	生 活 支 援	納税等の特例	《調整中》 ・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。基本的にすべての税が対象。	
			《調整中》 ・申告所得税、個人事業主の消費税の締切りを、4月16日(木)まで延長しつつ、4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告を受け付け。	
			《調整中》 ・自動車税や不動産取得税について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。	各県税事務所
			《調整中》 ・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	自動車税事務所
			・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除。	各県土木事務所
			・都市公園における公園施設の設定若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予。	各県土木事務所
			・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間短縮（食事提供施設に限る）に全面的に協力する事業者に対し支給。 ＜支給額＞1事業者あたり50万円	県商工労働部
事 業 者 向 け	感 染 拡 大 防 止	給 付 16 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【県】	《専決予算対応》 ・感染拡大を防ぐため消毒に要する経費を給付。 ＜支給額＞閉鎖期間1日～13日：1件あたり一律25万円 閉鎖期間14日以上：1件あたり一律50万円	県商工労働部
		給 付 17 従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援【県】	《専決予算対応》 ・従業員が感染して一時的に閉鎖した事業所等	県商工労働部
		国：補助 県：給付 18 働き方改革推進支援助成金（テレワーク新規導入）【国・県】	・感染症対策のため、テレワークの新規導入に取り組み中小企業事業主に対する助成。 ＜支給額＞対象経費の合計額×1/2(上限額100万円) 《専決予算対応》 ・国の働き方改革推進支援助成金を活用し、テレワークを新規で導入する中小企業者に対し、県独自の上乘せ支援を実施（助成率：国助成額と同額）。	厚生労働省 県商工労働部

支 援 策			対 象	概 要	問合せ先
従業員を休業させたい	補 助 19 雇用調整助成金【国・県】	労働者を一時休業、教育訓練又は出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	中小企業事業主	・休業手当、賃金等の一部を助成。 ・緊急対応期間(4/1～6/30)は助成率を中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4に引上げ。 ・雇用保険被保険者でない非正規雇用者も対象とする等の拡充。	厚生労働省
				《調整中》 ・国の雇用調整助成金の拡大に加えて、さらに事業主の負担を軽減するため、市町村が助成金の上乗せ支援をする場合に、市町村の助成額の1/2を助成。	県商工労働部
				《調整中》 ・就労の機会を失った求職者を正社員として雇用した事業者に対して助成(1人あたり60万円)。	県商工労働部
				《専決予算対応》 ・園芸産地等について、技能実習生等の受け入れを行う監理団体と海外を結ぶWEB面接に必要な機器導入経費等を支援。 ・補助対象：WEB面接実施に必要な機器導入等経費、補助率：1/2以内	県農政部
				《調整中》 ・感染症の影響による入国制限等により、外国人技能実習生等が確保できない生産者を支援。 ・補助対象：人材確保に伴う賃金や交通費など掛かり増し経費 ・補助率：定額 ※上限あり	農林水産省
新たに従業員を雇いたい	補 助 22 農業労働力確保緊急支援事業【国】	技能実習生等を確保できない生産者	人手不足の生産者	《調整中》 ・人手不足が深刻化する品目・地域を対象に、スマート農業技術の現場への導入・実証(農業高校等との連携など別途取組み必要) ・補助対象：省力化スマート農業技術の導入経費 ・補助率：定額 ※上限あり	農林水産省
				《調整中》 ・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、労基法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対し助成。 ・支給額＞対象労働者の日額換算賃金額×有給日数	厚生労働省
				・感染症に関連した病気休暇や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主に対する助成。 ・支給額＞対象経費の合計額×3/4(上限額50万円)	厚生労働省
子どもがいる従業員のために	補 助 24 小学校休業等対応助成金【国】	有給休暇を取得させた企業	特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主	・感染症に関連した病気休暇や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主に対する助成。 ・支給額＞対象経費の合計額×3/4(上限額50万円)	厚生労働省
				・感染症に関連した病気休暇や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主に対する助成。 ・支給額＞対象経費の合計額×3/4(上限額50万円)	厚生労働省

支 援 策			対 象	概 要	問合せ先
事業継続 事業者向け	経営を 建て直したい	給 付 26 持続化給付金【国】	中小・小規模事業者等	《調整中》 ・売上が前年同月比で50%以上減少している者。 ・前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12か月)の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。	経済産業省
		補 助 27 新型コロナウイルス感染症 対応事業者応援補助金【県】	小規模事業者	《専決予算対応》 ・感染症の影響を受けた県内に主たる事務所を有する小規模事業者に対し、業態転換など、事業の継続に向けた取組みを支援する補助制度を創設。 ・補助率2/3、補助上限150万円	県商工労働部
		補 助 28 肉用子牛流通円滑化緊急対策 【国】	畜産農家 (肉用子牛生産)	《調整中》 ・感染症の影響により、肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、計画出荷に係る掛かり増し経費を支援。 ・補助対象：計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）、補助率：定額	農林水産省
		補 助 29 肥育牛経営等緊急支援特別 対策事業【国】	畜産農家 (肥育牛生産)	《調整中》 ・感染症の影響による国内外の需要減少により経営悪化が懸念されるため、経営体質の強化に向けた取組みを支援。 ・補助対象：経営体質強化に資する取組みに係る経費 ・補助率：定額（1頭あたり2万円）	農林水産省
	前向きな 投資をしたい	補 助 30 生産性革命推進事業の拡充 【国】	中小・小規模事業者、 フリーランスを含む 個人事業者等 (資本金10億円以上 の大企業を除く)	《調整中》 ・感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設置。 ・ものづくり補助金：補助率1/2→2/3、持続化補助金：補助上限50万円→100万円、IT導入補助金：補助率1/2→2/3	経済産業省
		補 助 31 JAPANブランド育成支援等 事業【国】	中小・小規模事業者等	《調整中》 (1)事業者支援型 ・中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組みの費用を補助。 ・補助上限額：500万円（1事業者あたり）、補助率：2/3以内 (2)支援事業型 ・民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組み中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助。 ・補助率：2/3以内、補助上限額：2,000万円	中小企業庁
		補 助 32 高収益作物次期作付支援 交付金【国】	生産者 (野菜、花きなど)	《調整中》 ・外食需要等に伴う価格下落等の影響を受けた野菜、花きなどの生産者の次期作付に向けた前向きな取組みを支援。 ・補助対象：作型転換に必要な種苗購入費など 補助率：定額（10aあたり5万円）	農林水産省

支 援 策		対 象	概 要	問合せ先
資金繰りのため融資等を受けたい 事業継続 事業者向け	貸 付 33 新型コロナウイルス感染症対策資金【県】	中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞融資限度額：運転・設備8千万円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：年0.5%	県商工労働部
	貸 付 34 危機関連対応資金【県】	中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞融資限度額：運転・設備1億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：年0.6%	県商工労働部
	貸 付 35 新型コロナウイルス感染症対応資金【県】	売上等が減少している中小・小規模事業者	《専決予算対応》 ・市町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる県の制度融資を創設。 ＜融資条件＞融資限度額：3千万円（無担保） 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.4%	県商工労働部
	補 助 36 第三者事業承継支援事業費補助金【県】	事業継承する第三者	《調整中》 ・感染症の影響により廃業等経営の危機に直面する事業所に対して、創業を希望する第三者とのマッチングにより事業承継を支援する補助制度を創設。	県商工労働部
	貸 付 37 新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した小規模事業者等に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保・無保証人による貸付を実施。 ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間で0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長5年。	日本政策金融公庫
	貸 付 38 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）【日本政策金融公庫】	経営状態が悪化した事業者	・「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度。	日本政策金融公庫
	貸 付 39 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【日本政策金融公庫】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した小規模事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付（融資後3年間で金利0.9%引下げ）。	各商工会議所・商工会
	貸 付 40 衛生環境激変特別貸付（特別貸付）【日本政策金融公庫】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より10%以上減少した生活衛生関係営業業者等に対し、 (1)旅館業:融資限度額 3,000万円、償還期間 7年以内、融資利率 年1.91% (2)旅館業以外:融資限度額 1,000万円、償還期間 7年以内、融資利率 年1.91%	日本政策金融公庫

支 援 策		対 象	概 要	問合せ先
資金繰りのため融資等を受けたい	貸 付 41 農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	農林漁業者	・資金繰りに著しい支障を来している農林漁業者にに対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付。 ・利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額 1,200万円 等	日本政策金融公庫
	貸 付 42 林業・木材産業災害復旧対策保証【（独）農林漁業信用基金】	林業・木材産業運営者	・経営の維持安定が困難な林業、木材産業運営者に対する貸付。 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、補償限度額 8,000万円	(独) 農林漁業信用基金
	貸 付 43 社会福祉施設等に対する融資【（独）福祉医療機構】	社会福祉施設等の運営事業者	・事業を継続することが困難な社会福祉施設等の運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付。 ・貸付利率：当初5年間 3,000万円まで無利子、3,000万円超の部分は0.2%、6年目以降0.2%	(独) 福祉医療機構
	貸 付 44 セーフティネット保証【信用保証協会】	売上が一定程度減少した事業者	<保証4号> ・直近の売上が前年より20%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証。 <保証5号> ・感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を80%保証。	信用保証協会
	貸 付 45 危機関連保証【信用保証協会】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠及びセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証。	信用保証協会
	貸 付 46 危機対応融資【商工組合中央金庫】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対する資金繰り支援として、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。	商工組合中央金庫
	貸 付 47 危機対応融資【日本政策投資銀行・商工組合中央金庫】	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、資金繰り支援を実施。 ・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内（据置期間：5年以内）	商工組合中央金庫

事業継続

事業者向け

支 援 策		対 象	概 要	問合せ先
事業 者 向 け	事業 継 続	納税等の特例		
		48 固定資産税等の軽減【国】 その他	・2020年2月～10月までの任意の3か月間の収入の対前年同期減少率が30%以上の事業者が対象。 ・事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2とする。	各県税事務所
		49 納税猶予の特例【国】 その他	《調整中》 ・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。法人税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象。	
		50 納税猶予の特例【県】※再掲 その他	《調整中》 ・無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。地方法人2税、個人事業税、自動車税など基本的にすべての税が対象。	
		51 自動車税の軽減措置の延長【県】※再掲 その他	《調整中》 ・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	
		52 占用料等納入猶予【県】※再掲 その他	・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な法人に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除。	
		53 使用料納入猶予【県】※再掲 その他	・都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予。	

自宅で楽しむ文化芸術（#Museum From Home）

美術館等に足を運ばず、自宅に居ながらにして誰もが優れた文化芸術を楽しむことができるよう、インターネット等（YouTube、各施設の HP、SNS）を活用して、下記の実施を行う。

【実施内容】

①岐阜新聞とのタイアップ企画「県美は、今」

- ・ 県美術館の収蔵作品等を新聞紙面とそれに連動した動画で紹介
(4/22(水)～ 毎週水・土曜日 全 14 回)

②県図書館 HP への「在宅勤務」「おうちで学習」に役立つ特設応援ページ開設 (4/25(土)～)

(1) 在宅勤務関係 (大人向け)

- ・ 調べものの相談：電話、メール等で資料を探すお手伝い

(2) おうちで学習関係 (子ども向け)

- ・ 家庭でできる地図学習の方法等を紹介 等

③障がい者アート作品のWeb 展覧会

(4/25(土)～ 県教育文化財団 HP にて)

④文化芸術を楽しむ動画コンテンツの配信 (4 月下旬～ 随時)

- ・ サイエンスワールドにおける工作や科学実験ショー
- ・ 高山陣屋の施設探検 等



令和2年4月23日（木） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
人事委員会事務局職員課	任用係	鈴木 野田	内線 3256 直通 058-272-8796 FAX 058-278-2826

岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験「事務（新型コロナウイルス離職者等）」の実施について

新型コロナウイルスの影響を受け離職を余儀なくされた方等を対象とした岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験を実施します。

記

1 試験名、試験区分、採用予定人員及び受験資格

試 験 名	試 験 区 分	採用予定人員	受 験 資 格
短大・高校卒程度試験	事務（新型コロナウイルス離職者等）	5 人 程 度	次のすべて要件を満たす者 一 令和2年4月1日現在で18歳以上39歳未満の者 二 令和2年2月1日以降に新型コロナウイルスの影響を受け離職を余儀なくされた者又は企業から採用の内定を取り消された者

2 第1次試験実施日

令和2年6月14日（日）午前9時から午後2時まで

3 申込受付期間

令和2年4月27日（月）午前8時30分から5月18日（月）午後5時15分まで
（土曜日、日曜日、及び祝日は除く）

※郵送の場合は、令和2年5月18日（月）までの消印有効

4 採用予定日

令和2年9月1日

5 お問い合わせ先

岐阜県人事委員会事務局 職員課 任用係（岐阜県庁5階） TEL 058-272-8796

◇岐阜県職員採用に関する詳細は、岐阜県庁ホームページ「岐阜県職員採用」を参照してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

岐阜県職員採用

検索



県職員による地域の飲食業者応援について

1 目的

4月18日からの時間短縮等の要請に協力することにより、経営に影響の出ている地域の飲食業者を、県職員個々人の立場からも支援する

2 応援内容

テイクアウト・弁当宅配を行っている飲食業者を募集。その情報を職員専用電子掲示板に掲出し、職員に対し利用を呼び掛ける。

3 募集の対象となる事業者

県からの時間短縮等の協力要請に応じた飲食業者で、テイクアウト・弁当宅配の許可を得て営業を行っている者

4 募集方法等（予定）

募集開始： 令和2年4月23日（木）～

応募方法： 県HPに作成した応募用フォームから申し込み

5 職員への周知方法等（イメージ）

職員専用掲示板

○
 ○ 県職員による飲食業者応援
 ○



※職員個人が『注文方法』を確認し注文します。



令和2年4月23日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農産物流通課	地産地消係	東・上野	内線 2854 直通 058-272-8417 FAX 058-278-2682

ネット販売を通じた県産農産物の販売支援を行います

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県産農産物の生産者を応援するため、「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」のオンラインショップにおいて、自宅でも注文可能なネット販売キャンペーンを行います。

その第1弾として、明日4月24日より飛騨牛の割引販売を実施します。

割引販売による通常価格との差額、送料については県で支援いたします。

なお、取扱商品につきましては、県産花きや精米など随時増やしてまいります。

記

1. 実施時期 令和2年4月24日（金）～6月末まで

2. 飛騨牛割引販売の内容

通常店頭販売価格の2割引、送料無料

商品名	特別販売価格 (税抜)	通常店頭販売価格 (税抜)
飛騨牛サーロイン (ステーキ用 200g×2枚)	6,400 円 (送料無料)	8,000 円
飛騨牛肩ローススライス (すき焼き、しゃぶしゃぶ用 500g)	4,000 円 (送料無料)	5,000 円

3. 注文方法 GIFTS PREMIUM オンラインショップ専用ホームページから購入

アドレス <https://giftspremium.jp/>

4. その他 第2弾として、花きの販売を今月末から実施します。内容は、別途お知らせします。

※「GIFTS PREMIUM（ギフツプレミアム）」とは

- 平成30年度まで設置していたアンテナショップ「ジ・フーズ」に、県の観光案内所「飛騨・美濃観光名古屋センター」と、県への移住相談所「清流の国ぎふ 移住・交流センター」を集約し、岐阜県の「観光・食・モノ」の魅力を一体的にPRする新たな情報発信拠点として、平成31年4月にリニューアルオープン。
- 岐阜県が誇る農産物や食品、モノの販売の他、地域の魅力と合わせた情報発信やイベント等を実施。
- 住 所：名古屋市中東区東桜一丁目11-1 オアシス21内
TEL：052-253-8550
- 「GIFTS PREMIUM」へのアクセス（電車）
 - ・名古屋駅から地下鉄東山線で栄駅下車 4番出口
 - ・金山駅から地下鉄名城線で栄駅下車

